

# 扶養親族等申告書作成と提出の手引き

## 作成と提出方法の流れ

＜①②③の**全て**に該当する場合、提出は不要＞

- ① 本人が障害者または寡婦・ひとり親にも該当しない
- ② 控除対象となる配偶者または扶養親族がない
- ③ 退職手当を受ける見込みの配偶者・扶養親族がない

### ▶ 申告書の内容を確認

- ㊦ 前年から「変更なし」の場合  
⇒ 「ア(変更なし)」に○をしてください。
- ㊧ 前年から「変更あり」の場合  
⇒ 「イ(変更あり)」に○をしてください。

**0**

**㊦** 前年から「**変更なし**」で申告します。  
→ ④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。  
他の項目はご記入不要です。

**㊧** 前年から「**変更あり**」で申告します。  
→ 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない  
箇所も含め、該当項目をご確認ください。

### ▶ 提出年月日を記入

- ### ▶ 氏名欄を記入
- (日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)  
※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。  
※代筆の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	令和 4 年 10 月 4 日
<b>A</b> 受給者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX
生年月日	昭和 31 年 11 月 30 日

### ㊦ 「変更なし」の場合

### ㊧ 「変更あり」の場合

- ### ▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

### ▶ ㊦・㊧・㊨欄を訂正・追記・抹消

変更がある場合は二重線で訂正・追記・抹消ください。訂正印は不要です(2~3ページを参照)。

記載事項が印刷されていない場合には、追加でご記入ください。

例は赤字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペン等でご記入ください。

＜訂正の例＞

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄
フリガナ	ネンキン <del>トミエ</del> トミエ	3 子 4 孫
氏名	年金 <del>トミエ</del> トミエ	⑤ 父母祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ その他 ⑧ 甥姪等 ⑨ 三親等以内の親族
種別 使用欄		
収入番号 (マイナンバー)	収済済 * * * * *	

○が印刷されている項目を訂正する場合、印刷されている○を二重線で抹消してから、正しい項目に○をご記入ください。

＜抹消の例＞

控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	生年月日
			特定・老人の種別
フリガナ	<del>ネンキン トミエ</del>	3 子 4 孫	1 期 3 次 <del>7 年 9 月</del>
氏名	<del>年金 トミエ</del>	5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	年 月 日 <del>7 年 9 月 11 日</del> 1. 特定 <del>7 年 9 月 11 日</del>
種別 使用欄			
収入番号 (マイナンバー)	収済済 * * * * *		

印刷されている対象者を抹消する場合、氏名(フリガナと漢字の両方)、生年月日等すべての項目を二重線で抹消してください。

### ▶ ㊨ 「摘要」欄を記入

4ページをご覧ください。

- ### ▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

お近くの年金事務所でも受け付けています(切手不要)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。普通郵便で郵送される場合、必要な切手は84円です。

# 『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入方法

## 表面

**令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**

**ア** 前年から「**変更なし**」で申告します。  
→④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

**イ** 前年から「**変更あり**」で申告します。  
→「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

**提出期限**  
令和4年 XX月 XX日

提出年月日 令和 4年 10月 4日

99999 99999 9999  
99999 99999 99999

<b>A 受給者</b>		<b>1 本人障害</b>	1. 普通障害 2. 特別障害
フリガナ	ネンキン タロウ	<b>2 寡婦等</b>	1. 寡婦 2. ひとり親 (子がいない女性の方) (子がいる方)
氏名	年金 太郎	本人の年間所得見積額(500万円以下)	遺贈所得を除いた所得見積額で要件に該当
電話番号	03-XXXX - XXXX	地方税(個人住民税)控除のみ	4. 寡婦 5. ひとり親
生年月日	昭和 31年 11月 30日	<b>3 本人所得</b>	年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。

上記①～③は該当なしの場合は記入不要です

<b>B 控除対象となる配偶者</b>		<b>5 配偶者の区分</b>	<b>6 配偶者障害</b>
4. 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者		配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が150万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が180万円以下の方	該当なしの場合は記入不要
フリガナ	ネンキン ハナコ	○	1. 普通障害 2. 特別障害
氏名	年金 花子		<b>7 同居等の区分</b>
続柄	1. 夫 2. 妻	「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)	1. 同居 2. 別居
生年月日	年 月 日 30 5 5	遺贈所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から遺贈所得を除いた金額をご記入ください(遺贈所得がない方は記入不要です)	1. 非居住者 2. 老人 配偶者の所得見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当

<b>C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)</b>		<b>11 障害</b>	<b>12 同居等の区分</b>	<b>13 年間所得の見積額</b>
9. 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※		1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
フリガナ	ネンキン イチロウ	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名	年金 一郎	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
続柄	3. 子 4. 孫 5. 父母祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
生年月日	年 月 日 5 6 11	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
フリガナ	ネンキン トヨコ	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名	年金 豊子	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
続柄	3. 子 4. 孫 5. 父母祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
生年月日	年 月 日 14 4 9	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超

**変更なしの場合**  
アに○をしてください。

**変更ありの場合**  
イに○をしてください。

提出年月日を記入

受給者欄に氏名をご記入ください(押印は不要)。電話番号をご記入ください。

**(変更ありの場合)**

④欄から⑩欄の変更事項を訂正、追加でご記入ください。3ページ、4ページを参照ください。

**(退職所得がある場合)**

税制改正に伴い、退職所得がある方は新たな記入が必要です。詳しくは6ページを参照ください。

**(国外居住者の場合)**

税制改正に伴い、控除対象となる要件が変更になっています。詳しくは6ページを参照ください。

申告書の裏面へ

### 個人番号(マイナンバー)欄の説明

「**収録済**」と印刷している場合

⇒記入は**不要**です。

※前回提出してからマイナンバーの変更がある場合は、④「変更あり」に○をしてください。さらに、申告書裏面⑭「摘要」欄に該当者の氏名と変更後のマイナンバーをご記入ください。

「**未収録**」と印刷している場合

⇒④「変更あり」に○をして、扶養親族のマイナンバーをご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

※記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面⑭「摘要」欄に、該当者の氏名および、お持ちでない旨とその理由をご記入ください。

## 【記入項目の説明】

### 0 令和4年分から扶養状況に変更がありましたか？

前年の申告内容(氏名、生年月日、障害の有無等)を印刷しています。**変更がないか**ご確認ください。

#### ●前年から変更「なし」の場合

**A**に○をし、**④**欄にご本人の氏名を記入のうえご提出ください。**それ以外の記入は不要**です。

#### ●前年から変更「あり」の場合

**I**に○をし、**④**欄にご本人の氏名を記入のうえ、申告書をご記入ください。

内容を変更する場合は、1ページの「**④**」欄を訂正・追記・抹消をご覧ください。

## A 受給者

### 1 本人障害【5ページを参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、申告書裏面⑭「摘要」欄に受給者の氏名、**身体障害者手帳等の種類**(名称は正確に記入)と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。

障害を示す書類は不要です。

### 2 寡婦等【5ページを参照】

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

### 3 本人所得【9ページを参照しご計算ください】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

## B 控除対象となる配偶者

### 4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

### 5 配偶者の区分【9ページを参照しご計算ください】

**配偶者の収入が年金のみで、記載している年金額以下**の場合は、上段に○をしてください。

それ以外の場合は、**(退職所得を含む)年間所得見積額**を中段に必ずご記入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。

※前年配偶者の年間所得見積額を**48万円以下で申告いただいた場合、年金を受給していない方も含め、一律上段に○を印刷しています。**

前年より配偶者の収入が増加した場合は、○を抹消し、改めて所得見積額を中段にご記入ください。

**配偶者が退職手当を受ける見込みである場合**、下段の「退職所得あり」に○をして下さい。そして退職所得額を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入ください。詳しくは6ページ、退職所得の計算方法は11ページをご覧ください。

### 6 配偶者障害【5ページを参照】

記入方法は**1**をご覧ください。

配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が48万円を超える場合は**、障害者控除の対象外です。

### 7 同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「1. 非居住者」に○をしてください。詳しくは、6ページをご覧ください。

### 8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2. 老人」に○をしてください。所得見積額が48万円を超える場合は対象外です。

※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和29年1月1日以前に生まれた方)を「2. 老人」と省略して記載しています。

## C 扶養親族

## D 摘要欄

次ページへ続く

個人番号（マイナンバー）欄の説明は2ページをご覧ください

裏面		扶養親族（続き）		続柄	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※				10 特定・老人の種別	11 特定・老人の種別	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額	
フリガナ	ネンキン	ハナヨ		3 子	1. 明 2. 大 3. 5. 郎	1. 同居 2. 別居	48万円以下	48万円超
氏名	年金	華代		4 孫	7. 平 8. 空	3. 特別障害	退職所得あり	退職所得を除いた金額が48万円以下
生年月日	22	22	22	5 父母祖父母	年 月 日	4. 障害者		
障害				6 兄弟姉妹	37 1 9			
氏名				7 その他	1. 特定 2. 老人			
生年月日				8 甥姪等				
個人番号	22	22	22	9 三親等以上の親類				

  

D 摘要欄	
14 摘要	年金 一部 身体障害者手帳（1級 令和3年9月1日交付）
	年金 一部 住所 東京都 ○○市△△町X丁○番地
	年金 一部 変更後マイナンバー 333333333333

3人目以降の扶養親族は裏面の内容をご確認のうえ、訂正、追加でご記入ください

身体障害者手帳の等級等を記載してください

## C 扶養親族

### 9 控除対象扶養親族または扶養親族

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上・平成20年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満・扶養親族のうち、平成20年1月2日以降に生まれた方

### 10 特定・老人の種別【5ページを参照】

該当項目に○をしてください。

※特定扶養親族を「1. 特定」、老人扶養親族を「2. 老人」と省略して記載しています。

### 11 障害

1 6 をご覧ください。

### 12 同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

扶養親族が国外にお住まい（非居住者）である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をしてください。詳しくは、6～8ページをご覧ください。

### 13 年間所得の見積額【9ページを参照しご計算ください】

扶養親族の令和5年の年間所得見積額が48万円以下か、48万円を超えるか、いずれかに○をしてください。

**48万円を超える場合は**所得税控除の対象外です。

**扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合**、下段の「退職所得あり」に○をして下さい。そして「退職所得を除いた金額が48万円以下」に○をしてください。48万円を超える場合、○は不要です。詳しくは6ページ、退職所得の計算方法は11ページをご覧ください。

## D 摘要欄

14 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	身体障害者手帳等の名称、等級、交付日 ※①・⑥・⑪の障害の区分に訂正、あるいは新たに○をした方が対象
2. 国内に別居している扶養親族がいる	別居の方の氏名と住所 ※⑦または⑫で新たに別居に○をした方、または住所変更のあった方が対象
3. 配偶者・扶養親族のマイナンバー変更	該当する方の氏名と変更後のマイナンバー
4. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる	同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。また、その生計内の複数の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けることもできます。 ○他の所得者の扶養親族である旨とその扶養親族の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所 ○上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所

## 1. 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです。その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧くださいか、年金事務所または税務署にお尋ねください。

障害の内容	1. 普通障害者	2. 特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

## 2. 「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係 <sup>(※3)</sup>	控除の区分
500万円以下 <sup>(※1)</sup>	男性	子 <sup>(※2)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子 <sup>(※2)</sup> がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、**地方税の控除対象となります**。地方税の控除に該当する場合の記入方法は下記「●記入方法」を参照ください。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります**。地方税の控除に該当する場合の記入方法は下記「●記入方法」を参照ください。

※3：住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

### ●記入方法

<b>2 寡婦等</b> 本人の年間所得見積額 (500万円以下) 退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	1. 寡婦 (子がいない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
	4. 寡婦	5. ひとり親

←上段：上記表の要件に該当する場合に○をしてください。

←下段：本人または扶養親族の所得額が要件には該当しないが、**退職所得を除くと要件に該当する場合**に○をしてください。

## 3. 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」とは、昭和29年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

## 「本人所得」および「配偶者の区分」

＜配偶者控除等（源泉徴収時）の要件＞

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※3)	

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

# 配偶者や扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合

## 所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること  
扶養親族等申告書にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

## お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること

### ⇒配偶者または扶養親族が令和5年に退職手当を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「(退職所得を含んだ)年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除く年間所得見積額」をご記入ください(退職所得の計算方法は11ページをご覧ください)。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を記入し、提出されると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

配偶者または扶養親族が退職手当を受ける見込みがない場合、または、退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円、扶養親族は48万円を超える場合は記入不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

### <配偶者の場合の記入例>

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が150万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が100万円以下の方	<input type="radio"/>
上記以外の場合	
「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)	90 万円
退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。	退職所得あり 40 万円

※配偶者の退職所得を除いた年間所得見積額が95万円超133万円以下である場合に、配偶者特別控除の適用を受けたいときは、住民税申告が必要になります。

← 「(退職所得を含む)年間所得見積額」  
← 「退職所得を除く年間所得見積額」  
退職所得がない場合は記入不要です。

### <扶養親族の場合の記入例>

13 年間所得の見積額	
48万円以下	48万円超
退職所得あり	
退職所得を除いた金額が48万円以下	

# 国外にお住まい(非居住者)の扶養親族等がいる場合

## 1. 「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

## 2. 「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、親族関係書類(※)を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。  
なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

## 3. 配偶者が国外居住(非居住者)である場合

控除対象となる配偶者が国外居住(非居住者)である場合は、申告書の⑦「国外居住の有無」欄の「1. 非居住者」に○をしてください。申告書裏面⑭「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。また、「親族関係書類」を同封してご提出ください。

## 4. 配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）である場合

### <控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合はこのような要件はありません）。

扶養親族が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①対象者の年齢（※1）が30歳未満、または、70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者（※2）に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満 = 平成6年1月2日以後生まれの方  
70歳以上 = 昭和29年1月1日以前生まれの方

※2 障害者に該当するかは、5ページ「1.「普通障害」「特別障害」とは」をご覧ください。

### <記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑫「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をしてください。申告書裏面⑭「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。また、「親族関係書類」を同封してご提出ください。いずれの条件にも該当しない場合は記入は不要です。

#### （1）対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上である場合

「2. 30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

「生年月日」欄が30歳未満または70歳以上の年月日であることを確認してください。

30歳未満または70歳以上でない場合は、（2）をご覧ください。

10 特定・老人の種別			11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居等の区分
1. 明 7. 平	3. 大 9. 令	5. 昭	1. 普通障害 2. 特別障害	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
年	月	日		1. 同居 2. 別居
6	8	11		国外居住 2. 30歳未満 70歳以上
1. 特定 2. 老人				3. 留学 5. 年38万円以上送金

#### （2）対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

#### ①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「3. 留学」に○をしてください。「親族関係書類」（6ページ参照）と併せ、「留学の事実がわかる書類」（※）を同封してください。

※現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（これらのものが外国語で作成されている場合は、これらの訳文も必要です）。

#### ②対象者が障害者に該当する場合

「4. 障害者」に○をしてください。

申告書の⑪「障害」欄にも該当する区分に○をしてください（記入方法は3～4ページをご覧ください）。「障害」欄に○がない場合、確認のため申告書をお返しする場合があります。障害状態を証明する書類は不要です。

11 障害 該当なしの場合は記入不要		12 同居等の区分
1. 普通障害		国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
2. 特別障害		1. 同居 2. 別居
		国外居住 2. 30歳未満 70歳以上
		3. 留学 5. 年38万円以上送金
		4. 障害者

#### ③対象者が年金受給者より、生活費または教育費に充てるため送金を、年間38万円以上受ける見込みである場合

「5. 年38万円以上送金」に○をしてください。送金を証明する書類は不要です。

## 5. 前年に国外居住（非居住者）である扶養親族を申告された方

令和5年分から国外居住（非居住者）の扶養親族を控除対象とする場合の要件が変更されました。そのため、令和4年分の扶養親族等申告書において、非居住者の扶養親族を控除対象として申告された方は、該当の扶養親族について、改めて控除の要件に該当するか確認いただき、申告をしていただく必要があります。

### ①対象者が30歳未満、70歳以上に該当している、または障害者に該当している場合

対象の申告書⑫「国外居住の有無」欄にはあらかじめ、「2. 30歳未満・70歳以上」「4. 障害者」のいずれかに○をしています。変更がある場合は、訂正をお願いします。

### ②上記に該当しない「国外居住（非居住者）」の場合

「非居住者」の表示を氏名の左横に印刷しています。引き続き控除対象とするためには、申告書の⑫「国外居住の有無」欄の該当する項目に○をしていただく必要があります。

### ▶引き続き控除対象に該当する場合

対象者の申告書⑫「国外居住の有無」欄の該当する項目に○をしてください。記入方法の詳細は7ページをご覧ください。

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 特定・老人の種別	11 障害	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額	
フリガナ 氏名	ネンキン 年金	イチロウ 一郎	③子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親類	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 5 4 11 1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下

非居住者

### ▶控除対象外となる場合

7ページの4. に記載の要件に該当しない場合は、控除対象外となりますので、対象者の全項目を二重線で抹消してください。

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 特定・老人の種別	11 障害	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額	
フリガナ 氏名	<del>ネンキン 年金</del>	<del>イチロウ 一郎</del>	<del>③子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親類</del>	<del>1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 5 4 11 1. 特定 2. 老人</del>	<del>1. 普通障害 2. 特別障害</del>	<del>1. 同居 2. 別居 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金</del>	<del>48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下</del>

扶養親族

### ▶非居住者でなくなる場合

対象者が国内に住所を有するようになる場合は、「非居住者」の表示と国外居住の欄を二重線で抹消してください。

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 特定・老人の種別	11 障害	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額	
フリガナ 氏名	ネンキン 年金	イチロウ 一郎	③子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親類	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 5 4 11 1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下

非居住者

# 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額をご計算ください。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

## 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

### ●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和34年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% + 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合

50万円（受け取る年金額）－60万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）

\* マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは『日本年金機構ホームページ』または『国税庁ホームページ』をご覧ください。また、年金事務所または税務署にお尋ねください。

## 2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額（B）」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

$$90\text{万円（給与の収入金額）} - 55\text{万円（給与所得控除額）} = 35\text{万円（年間所得の見積額）}$$

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

### ① 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額}^{(*)} + \text{給与所得控除後の給与等の額}^{(*)} - 10\text{万円}$$

※：10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）  
および給与収入額が200万円の場合

$$\begin{aligned} \text{給与所得控除額} &: 200\text{万円（給与の収入金額）} \times 30\% + 8\text{万円} = 68\text{万円} \\ \text{所得金額調整控除額} &: 10\text{万円（年金所得の上限額）} + 10\text{万円（給与所得の上限額）} \\ &\quad - 10\text{万円} = 10\text{万円} \\ \text{給与所得額} &: 200\text{万円（給与の収入金額）} - 68\text{万円（給与所得控除額）} \\ &\quad - 10\text{万円（所得金額調整控除額）} = 122\text{万円} \end{aligned}$$

### ② 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{（給与の収入金額}^{(*)} - 850\text{万円）} \times 10\%$$

※：1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

$$\begin{aligned} \text{給与所得控除額} &: 195\text{万円} \\ \text{所得金額調整控除} &: (1,000\text{万円（給与の収入の上限額）} - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円} \\ & 1,200\text{万円（給与の収入金額）} - 195\text{万円（給与所得控除額）} \\ & \quad - 15\text{万円（所得金額調整控除額）} = 990\text{万円（年間所得の見積額）} \end{aligned}$$

### 3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$\left( \text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」} \right) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。  
長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

●計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

●退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは『国税庁ホームページ』をご確認いただくか、税務署にお尋ねください。

### 4. 収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額(※)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額 ※「特別控除額」は扶養親族等の所得額計算の際は控除されません。 本人所得の計算の際は控除されます。
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得 (公的年金等以外)	総収入金額－必要経費

※所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。  
詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

ご提出にあたりご不明な点は、  
『扶養親族等申告書相談チャット』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！

## 1. 一般的・定型のご照会

『扶養親族等申告書相談チャット』

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元  
コード

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする**相談チャットを開設しています**。24時間いつでも対応していますので、上記の二次元コードよりぜひご利用ください。

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

## 2. 個別・具体的のご照会

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』  **0570-081-240** (ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-6837-9932**

**市外局番を省略する等、電話番号間違いが発生しています。先頭の「03」を省略しないようご注意ください。**

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15 (月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。